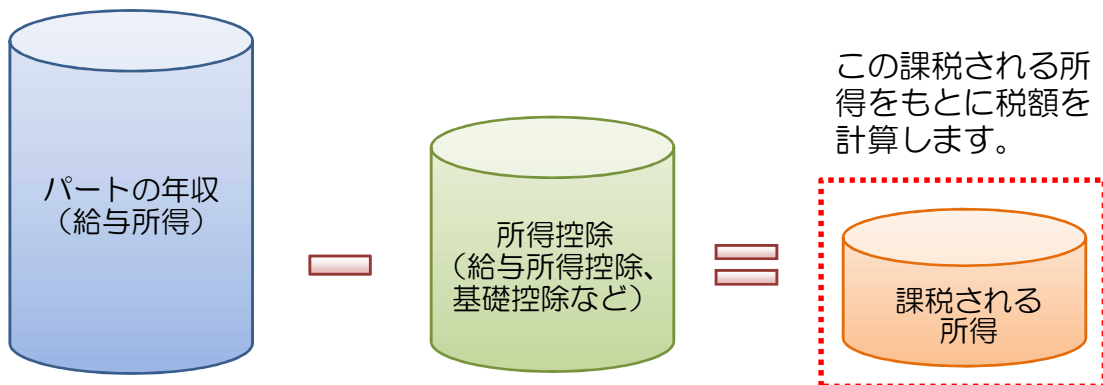


パート収入と税金について



パート収入に対する税

- パートによる収入は、税法上の給与所得に当たります。
- 課税される所得は、パートの年収※から給与所得控除（最低65万円）と基礎控除（所得税は38万円、住民税は33万円）などの所得控除を差し引いた残額です。
- パート収入以外に、営業、不動産、年金収入などがある場合は、それぞれの収入から所得金額を算出し、その所得金額の合計額で税金、控除等の計算を行います。



※1月1日～12月31日の間に得た所得に対して課税されます。

パート収入と配偶者控除

- 所得や生計を一にしているなどの要件が当てはまれば、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けることができます。
- 例えば妻のパート年収が150万円以下であれば、夫は配偶者（特別）控除が受けられます。
- 配偶者の給与収入が150万円を超えていても、201万6千円未満であれば、配偶者特別控除を受けることができます。

注 上記の例において、夫の給与収入が1,220万円を超えている場合、配偶者控除及び配偶者特別控除を受けることはできません。

※詳しくは裏面「夫婦の収入と配偶者控除、配偶者特別控除の関係」参照。
※本改正は平成30年1月以降の所得から適用になります。



お問い合わせ

渋川市役所 総務部税務課市民税係

電話 0279-22-2113（直通）

夫婦の収入と配偶者控除、配偶者特別控除の関係

例：会社員の夫が妻を扶養していて、妻がパート勤めをする場合

控除の種類	妻の給与収入	夫の給与収入			
		1,120万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	1,170万円超 1,220万円以下	1,220万円超
配偶者控除	1,030,000円以下	38万円	26万円	13万円	受けられない
	老人加算 (70歳以上)	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	1,030,001円～ 1,500,000円	38万円	26万円	13万円	
	1,500,001円～ 1,550,000円	36万円	24万円	12万円	
	1,550,001円～ 1,600,000円	31万円	21万円	11万円	
	1,600,001円～ 1,667,999円	26万円	18万円	9万円	
	1,668,000円～ 1,751,999円	21万円	14万円	7万円	
	1,752,000円～ 1,831,999円	16万円	11万円	6万円	
	1,832,000円～ 1,903,999円	11万円	8万円	4万円	
	1,904,000円～ 1,971,999円	6万円	4万円	2万円	
	1,972,000円～ 2,015,999円	3万円	2万円	1万円	
	2,016,000円以上	0円	0円	0円	

- ※1 この表の控除額はすべて所得税のものです。住民税の場合は控除額が変わります。
- ※2 この表では夫婦ともに給与収入のみを想定していますが、年金や営業など収入の種類によって計算は変わります。
- ※3 配偶者特別控除には老人加算はありません。
- ※4 所得が1,000万円を超えていても、配偶者が障害者に該当（かつ所得が38万円以下に該当）する場合には、同一生計配偶者として障害者控除を受けることができます。

本改正は平成30年1月以降の所得（平成31年2月～3月の確定申告）から適用されます。